

【出店料の振込】

出店料 15,000円（税込）を必ず 申込者名 でお振込みください。

振込口座／ゆうちょ銀行 ○九九店 0201698 ラジオカンサイジギョウブ

※振込手数料はご負担ください。

振込期限／令和2年3月26日（木）※期限日着金でお手続きください。

【提出書類】

check	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	出店申請書	
<input type="checkbox"/>	本人確認書	身分証明書はカラー
<input type="checkbox"/>	誓約書	
<input type="checkbox"/>	施設賠償責任保険（写し）	※損害賠償金1億円以上
<input type="checkbox"/>	生産物賠償責任保険（写し）	※損害賠償金1億円以上
<input type="checkbox"/>	販売品目	

※食品を取り扱う場合は、下記はどちらかを選びそれぞれの提出先へ提出してください。

check	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	営業許可書（露店）	提出先／運営事務局
<input type="checkbox"/>	臨時営業開始届	提出先／4月1日以降に西部衛生監視事務所へ

提出期限／令和2年4月17日（火）必着 ※当日消印無効

【提出先】

[提出方法]

提出は郵送のみとなります。

※持参、mailの提出はできません。

[郵送先]

〒650-8580

神戸市中央区東川崎町1-5-7

ラジオ関西「はっぴいひろば運営事務局」係

■提出期限を過ぎた出店者は出店資格を喪失します。

■出店許可証、車両進入証は5月7日頃から順次発送します。

出店申請書

令和2年 月 日

神戸まつり兵庫区協賛会 宛

記載名 (店名)

出店申込者 住 所

ふりがな

氏 名

(印)

生年月日

電話番号

私は、出店申請書、誓約書、本人確認書類を添え出店を申請します。

期間	令和2年 5月 16日 土曜日 午前11時00分から 令和2年 5月 16日 土曜日 午後6時頃まで	
出店申込者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
営業補助者 1	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
2	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
3	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
4	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	

本人確認書

身分証（運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）はカラーコピーしたものを貼り付けしてください。有効期限切れや不鮮明なものは一切受け付けません。

【申込者本人】

- ・運転免許証
- または
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
※表面のみ

【営業補助者1】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証
- または
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
※表面のみ

【営業補助者2】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証
- または
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
※表面のみ

【営業補助者3】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証
- または
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
※表面のみ

【営業補助者4】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証
- または
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
※表面のみ

誓 約 書

私は、第50回はっぴいひろばに出店するにあたり、下記事項及び、「募集要項」などの記載事項について厳守するとともに、主催者及び委託事業者に一切の迷惑をかけないことを誓約いたします。

記

- 私は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者ではありません。また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者を働かせません。
- 私および営業補助者は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
- 私(当社)は暴力団又は暴力団員と社会的に非難される者又は企業ではありません。
- 出店に関し、他人に名義を貸しません(申請者以外の者が営業しません)。
- はっぴいひろば及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、刺青をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 暴力団排除活動のため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 出店許可区域内で営業し、周辺に食材等は置きません。また、指定された時間以外は営業しません。
- 発電機等の持込みはしません。
- 車両を乗り入れる場合は、歩行者等に細心の注意を払い運転します。
- 消火器を備え付け、消火器具の使用に関して安全を期すとともに、消火器の取扱方法を習熟します。
- はっぴいひろば主催者及び委託を受けた運営事業者の指示には積極的にはっぴいひろばの運営には全面協力します。
- 上記事項に偽りがあった場合は、出店の不許可、出店許可の取消し及び店舗撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。あわせて、来年からの出店を拒否されても一切異議申し立てをいたしません。

令和2年 月 日

<u>出店申込者</u>	氏 名	印
<u>営業補助者 1</u>	氏 名	印
<u>営業補助者 2</u>	氏 名	印
<u>営業補助者 3</u>	氏 名	印
<u>営業補助者 4</u>	氏 名	印

※出店申込者・営業補助者の署名、押印をお願いします。

暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第20条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
- 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。（以下省略）

營業補助者／記入欄不足用

営業補助者本人確認書／記入欄不足用

<第50回はっぴいひろば 出店様式5-営業補助者本人確認書、記入欄不足用>

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

【営業補助者】

※営業補助者については住所の制限はありません。

- ・運転免許証

または

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）

※表面のみ

身分証（運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）はカラーコピーしたものを貼り付けしてください。有効期限切れや不鮮明なものは一切受け付けません。

誓 約 書／営業補助者記入欄不足用

私は、第50回はっぴいひろばに出店するにあたり、下記事項及び、「募集要項」などの記載事項について厳守するとともに、主催者及び委託事業者に一切の迷惑をかけないことを誓約いたします。

記

1. 私は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者ではありません。また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者を働かせません。
2. 私および営業補助者は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
3. 私(当社)は暴力団又は暴力団員と社会的に非難される者又は企業ではありません。
4. 出店に関し、他人に名義を貸しません（申請者以外の者が営業しません）。
5. はっぴいひろば及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、刺青をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
6. 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
7. 暴力団排除活動のため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
8. 出店許可区域内で営業し、周辺に食材等は置きません。また、指定された時間以外は営業しません。
9. 発電機等の持込みはしません。
10. 車両を乗り入れる場合は、歩行者等に細心の注意を払い運転します。
11. 消火器を備え付け、消火器具の使用に関して安全を期すとともに、消火器の取扱方法を習熟します。
12. はっぴいひろば主催者及び委託を受けた運営事業者の指示には積極的にはっぴいひろばの運営には全面協力します。
13. 上記事項に偽りがあった場合は、出店の不許可、出店許可の取消し及び店舗撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。あわせて、来年からの出店を拒否されても一切異議申し立てをいたしません。

令和2年 月 日

営業補助者 氏名 印 営業補助者 氏名 印

※営業補助者の署名、押印をお願いします。

暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第20条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
- 2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。（以下省略）

第50回はっぴいひろば販売品目

申込書に記載された5品目の中から確定された品目をご記入ください。

【ご注意】

飲食物を販売する場合は、営業許可を受けている品目、また臨時営業開始届が必要です。